

○ 郡山市学校教育審議会条例

平成10年3月30日

郡山市条例第12号

(設置)

第1条 郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校教育について必要な事項を調査審議するため、郡山市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校教育についての重要施策に関する事項
- (2) 学校教育の振興に関する事項
- (3) 市立学校の通学区域及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員8人以内を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 郡山市小中学校長会の役員
- (2) 郡山市PTA連合会の役員
- (3) 市社会教育委員
- (4) 学識経験を有する者

4 特別委員は、当該特別な事項について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が前条第3項第1号から第3号までの各号の職を辞したときは、委員の職を解任されるものとする。

4 特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。